

# 大阪府監査委員条例

昭和39年3月25日

大阪府条例第14号

最終改正 平成30年3月28日

大阪府条例第66号

大阪府監査委員条例（昭和22年大阪府条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項ただし書、第196条第1項ただし書及び第202条の規定に基づき大阪府監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定め、併せて監査委員の給料、報酬、手当、旅費及び費用弁償並びに大阪府監査専門委員（以下「監査専門委員」という。）の報酬及び費用弁償並びに監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額並びにその支給方法等を定めるものとする。

（監査委員の定数）

第2条 監査委員の定数は、5人とする。

（議員のうちから選任される監査委員）

第3条 監査委員は、府議会議員のうちから選任しない。

（常勤の監査委員の数）

第4条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）のうちから選任される監査委員で常勤とするものの数は、1人とする。ただし、特別の理由があるときは、2人とすることができる。

（監査委員の公募）

第5条 知事は、法第196条の規定により選任される監査委員のうち少なくとも1人以上については、公募の方法により選定することができる。

（監査、検査及び審査）

第6条 監査委員は、法第199条第4項の規定により監査をするときは監査をする日の10日前までに、同条第2項、第5項若しくは第7項、第235条の2第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定により監査をするときは、やむを得ない場合を除き、監査をする日の5日前までに監査を受けるもの

2 監査委員は、法第75条第1項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第243条の2の2第3項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から7日以内に監査に着手するものとする。

3 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月22日に行うことを例とする。

4 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項又は地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されたときは、当該審査に付された日から30日以内にその意見を知事に提出するものとする。

(公表及び告示)

第7条 法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の規定に基づき監査委員が行う公表（次項に規定する公表を除く。）及び告示は、大阪府公報に登載して行う。

2 令第99条において準用する令第98条並びに令第174条の49の31及び第174条の49の36の規定による公表は、府庁前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

(給料及び報酬)

第8条 常勤の監査委員の給料並びに非常勤の監査委員及び監査専門委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。

区 分		給料又は報酬の額
常勤の監査委員	代表監査委員	月額 830,000 円
	代表監査委員以外の監査委員	月額 680,000
非常勤の監査委員	代表監査委員	日額 39,000
	代表監査委員以外の監査委員	日額 33,000
監査専門委員		日額 13,000

2 非常勤の監査委員の一月当たりの勤務日数が8日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、代表監査委員にあつては月額31万2千円、代表監査委員以外の監査委員にあつては月額26万4千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、8日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(手当)

第9条 常勤の監査委員には、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 前項の通勤手当及び退職手当の額は、知事の事務部局の職員の例により、同項の期末手当の額は、知事の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号）第2条の4に規定する退職手当の調整額に関する規定は、適用しない。

(旅費)

第10条 常勤の監査委員の旅費の額は、知事の例による。

(費用弁償)

第11条 前条の規定は、非常勤の監査委員及び監査専門委員の費用弁償の額について準用

する。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(支給方法等)

第12条 監査委員の給料、報酬及び費用弁償並びに監査専門委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、知事の事務部局の職員の例による。

2 常勤の監査委員の手当及び旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、知事の事務部局の職員の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例第18条の規定は、適用しない。

(実費弁償)

第13条 法第199条第8項の規定による監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第2条第1項第1号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。

2 第11条第2項及び前条第1項の規定は、前項の実費弁償を支給する場合について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、府から給料の支給を受ける者が、第1項に規定する関係人となつた場合におけるその者に対する実費弁償については、知事の事務部局の職員の旅費の例による。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(退職手当の特例)

2 当分の間、常勤の監査委員の退職手当の額は、第9条第2項の規定により計算した額にそれぞれ100分の95を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

附 則(昭和59年3月28日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(監査委員の給料、報酬、旅費、費用弁償及び手当並びに監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償に関する条例の廃止)

2 監査委員の給料、報酬、旅費、費用弁償及び手当並びに監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償に関する条例(昭和39年大阪府条例第15号)は、廃止する。

附 則(昭和60年3月27日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月23日条例第46号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月25日条例第4号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月12日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月20日条例第41号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月24日条例第44号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条中第5条の改正規定(第5条中「第199条第9項」の下に「及び第12項」を加える。)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月29日条例第14号)

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第9号)

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月25日条例第90号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部改正)

- 2 知事等の期末手当等の特例に関する条例(平成13年大阪府条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(監査委員の期末手当の特例)」に改め、同条中「のうち代表監査委員」を削り、「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則 (平成20年条例第55号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第81号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（知事等の給料等の特例に関する条例の一部改正）

2 知事等の給料等の特例に関する条例（平成20年大阪府条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第1項」を「第7条」に、「同項」を「同条」に改める。

（略）

附 則（平成22年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（平成22年6月4日）から施行する。

附 則（平成23年条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第89号）

この条例は、平成27年11月27日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の大阪府監査委員条例第五条の規定による公募及びこれに関し必要な手続その他の行為は、本条例の施行前においても、改正後の大阪府監査委員条例第五条の規定の例により行うことができる。

（知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部改正）

3 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（平成30年条例第66号）

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成32年4月1日から施行する。